

令和7年度 第8回

## 鳩山町教育委員会会議録

令和8年3月25日 開会

令和8年3月25日 閉会

鳩山町教育委員会

## 令和7年度第8回鳩山町教育委員会

1 招集期日 令和8年3月25日(水) 鳩山町役場 委員会室

### 2 開閉日時及び宣告者

開 会 : 令和8年3月25日(水) 午後1時30分 教育長 宮崎宣男  
閉 会 : 令和8年3月25日(水) 午後4時02分 教育長 宮崎宣男

### 3 教育長及び委員の出席状況

教 育 長	宮崎 宣男	出席
1 番	小峰 洋	出席
2 番	伊藤 絵里子	出席
3 番	村岡 満子	出席
4 番	関根 康弘	出席

### 4 教育長、委員及び傍聴人を除くほか、議場に参加した者の氏名

教育委員会事務局長補佐兼総務・学校教育担当主幹	松ノ元 弘毅
鳩山町立図書館長兼管理・奉仕担当主幹	金巻 恵美

### 5 書 記 教育委員会事務局長

島野 紀美夫

## 令和7年度第8回鳩山町教育委員会議事日程

令和8年3月25日(水)  
午後1時30分～  
鳩山町役場3階304会議室

### 開 会

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 教育長の報告

- (1) 一般教育行政報告
- (2) その他

日程第3 議 事

議案第16号 令和8年度鳩山町教育行政重点施策及び努力点の制定について

議案第17号 鳩山町子ども読書活動推進計画の策定について

議案第18号 鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

報告第3号 専決処理の報告(令和8年度鳩山町教育委員会所管当初人事異動の内申)について

日程第4 そ の 他

- (1) 協議事項
  - ①第2期鳩山町教育振興基本計画の今後の対応について
  - ②鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- (2) 教育委員報告事項
- (3) その他
- (4) 次回教育委員会の開催日程

候補 令和8年4月22日(水)又は24日(金)13時30分～役場3階304会議室  
4月27日(月)又は28日(火)13時30分～役場3階301会議室

日程第5 議 事 (追 加)

議案第19号 第2期鳩山町教育振興基本計画の期間延長に伴う一部改訂について

### 閉 会

## ◎ 開会の宣告（午後 1 時 30 分）

### ○宮崎宜男教育長

- ・ただいまの出席委員数は 5 人である。ただいまから、令和 7 年度第 8 回鳩山町教育委員会を開会する。
- ・次に、鳩山町教育委員会会議規則第 15 条に「会議は教育長の許可を得て傍聴することができる。ただし、その決議により秘密会としたときはこの限りでない。」と規定されているが、本日の当委員会に対し、傍聴を希望する方々がみえた場合、傍聴を許可することにご異議ないか。

（異議なし）

- ・「異議なし」と認め、傍聴希望者がみえた場合、その入場を認めることとする。
- ・それでは、進行は職務代理者をお願いします。

---

## ◎ 日程第 1 前回会議録の承認

### ○小峰職務代理者

- ・日程第 1、前回会議録の承認について事務局長より説明をお願いしたい。

### ○島野事務局長

- ・令和 8 年 2 月 20 日に開催した令和 7 年度第 7 回教育委員会会議録の原案を委員の皆様事前に郵送させていただいた。
- ・誤字、脱字等お気づきの点があれば、ご指摘いただきたい。

### 【質疑等】

（なし）

（全委員署名）

---

## ◎ 日程第 2 教育長の報告

### （1）一般教育行政報告

### ○小峰職務代理者

- ・日程第 2、教育長の報告について、宮崎教育長から、（1）一般教育行政報告をお願いしたい。

### ○宮崎教育長

- ・資料 0 に基づいて、6 点報告する。（資料 1・資料 2 を使用）
- ・1 点目が、令和 7 年度鳩山中学校卒業式と卒業生の進路についてで、中学校の進路概要は、別紙資料 1 のとおりである。また、卒業式の様子をお聞かせ頂きたい。

### ○関根委員

- ・幼稚園の卒園式に出席したが、厳粛な中にも温かさの感じられる式だった。4名が卒園したが、ご卒園おめでとうございますに対し、ありがとうございますと元気な声が聞こえた。教育委員会の言葉については昨年度のものから多少文言を変えて話したが、よろしかったか。

### ○宮崎教育長

- ・教育委員会の言葉は、卒業証書授与を認めます、おめでとうございますという意味の告示のため、文言の修正は構わない。

### ○関根委員

- ・必要であれば私が述べた教育委員会の言葉を提供できる。

### ○村岡委員

- ・亀井小学校の卒業式に出席した。卒業生14名中13名が出席していた。
- ・亀井小学校卒業式では卒業証書授与前に卒業生が将来の夢を語る伝統がある。数年前に、中学校で、その頃流行っていたバスケットボールの選手になることを将来の夢に掲げる中学生が半数位いたが、今回亀井小学校ではプログラマーになりたいと言う卒業生が3名おり、時代とともに変わっていくのだな、しっかりしているなど感じた。
- ・また出席した1年生の態度が上級生に引けを取らないほど素晴らしく、1年で大きく成長したと感じた。

### ○伊藤委員

- ・今宿小学校の卒業式に出席した。卒業生が舞台上から保護者を向いて話したり歌ったりと、送る側としては大変ありがたく感じた。声もはっきりとしており、歌声も素晴らしかった。

### ○小峰職務代理者

- ・鳩山小学校の卒業式に出席した。22名が卒業し、随分少なくなったと感じた。4・5年生が列席し、5年生は多いが、4年生は卒業生と同じくらいの人数だった。
- ・厳粛で素晴らしい式だった。卒業証書授与の前に、卒業証書を取りに行くアクシデントがあったが、卒業生は全く動じずに、厳かに進行した。
- ・卒業生の女子10名全員が袴姿で、相談して合わせたようだ。
- ・特別支援学級に在籍する卒業生が、練習ではできなかったのが、本番では卒業証書を受け取り、返事をし、自席に戻ることができ、感激していた。
- ・別れの言葉は、三列で行われ、前列が起立し、次に二列目が起立し、次に全員が立つ、在校生も出番だけ起立するなど、保護者から卒業生の様子が良く見える工夫がなされていて、保護者への思いやりが感じられる運営で、保護者も良かったのではないかと。

### ○宮崎教育長

- ・卒業証書を式場に用意しておくよう毎年注意を促してきたが、今年は言わなかった。

### ○小峰職務代理者

- ・卒業証書が式場がないという雰囲気は伝わらなかった。

## ○関根委員

- ・大事に職員室に保管していたのではないか。

## ○宮崎教育長

- ・私は中学校の卒業式に出席したが、卒業生による歌も返事も態度も立派だった。
- ・卒業生が好きであろう、野田洋次郎作詞のRADWIMPSの「正解」を校長が壇上で歌ったが、これも良かった。
- ・卒業式の日程が3月14日（土）で、イベントが重なって出席できない卒業生がいたのが可哀想だった。卒業式の日程は比企で統一しているが、日程について考えていきたい。
- ・資料0に戻り、2点目が、令和8年度教育行政重点施策及び努力点並びに今後の教育活動についてで、詳細は後ほど日程第3議事の議案第16号にて担当より申し上げるが、大きな流れは、児童生徒の学ぶ意欲の向上と教職員の指導力向上を軸とした学力向上策を実施する。また、魅力ある学校づくりに向けた教育課程の工夫改善、グローバル社会に対応できる児童生徒の育成に向けた幼児期から義務教育終了までの充実した英語教育、ICTの活用を積極的に進める。また、特別な配慮を要する児童生徒への指導を行う通級指導担当教諭、並びに、日本語指導担当教諭を配置する。
- ・3点目が入学式の挨拶、祝辞についてで、資料2をご覧ください担当される学校ごとに内容の確認をお願いする。固有名詞箇所は、亀井小学校が山内校長、今宿小学校が鈴木校長、鳩山小学校が浅見校長、鳩山中学校が小野川校長、幼稚園が坂元園長となる。
- ・4点目が生徒指導についてだが、秘密会議とする。
- ・5点目が当面の予定で、後ほど正式文書にて再度確認をお願いしたいが、4月1日（水）の14：00に辞令交付式を鳩山町役場で行うので、教育委員全員ご出席いただきたい。4月8日（水）に小・中学校入学式があり、ご担当の教育委員に出席いただきたい。4月9日（木）に幼稚園入園式があり、ご担当の教育委員に出席いただきたい。4月17日（金）15：00に東松山市総合会館で、比企地区市町村教育委員会連合会理事会があるので、小峰職務代理者に出席いただきたい。
- ・5月1日（金）15：30からガーデンホテル紫雲閣で比企地区市町村教育委員会連合会総会があるので、教育委員全員に参加頂きたい。5月21日（木）13：00から狭山市民会館で埼玉県教育委員会連合会総会があるので、できれば教育委員全員に出席いただきたい。5月22日（金）に鳩山中学校体育祭が開催される。5月29日（金）に新潟県上越市上越文化会館で開催される「関東甲信越静教育委員会連合会総会」は欠席する。5月30日（土）に亀井小学校カメリンピック、鳩山小学校スポーツフェスティバルが開催される。なお、今宿小学校運動会は10月15日（木）に開催予定。
- ・6点目が人事についてで、私が教育長を任期満了で退任し、後任は亀井小学校長を役職定年される千装将志氏となる。ご協力を賜りたい。
- ・以上で説明を終わる。

## <質疑応答>

### ○小峰職務代理者

- ・教育長からの報告に対し、質疑のある場合はお願いしたい。
- ・幼稚園入園式の教育委員会の言葉については、園長が園児へ語り掛ける様子に倣い、祝辞の用紙は持参せず、園児が分かるような言葉で、語りかけるつもりだが、よろしいか。

## ○宮崎教育長

- ・それでよい。

## ○小峰職務代理者

- ・語りかけた内容の事務局への提供は吝かでない。
- ・5月1日の比企地区市町村教育委員会連合会総会後に、懇親会はあるか。

## ○宮崎教育長

- ・開催される。委員の皆様のご送迎を事務局職員がさせていただきますので、出席いただきたい。

## ○小峰職務代理者

- ・教育長の交代については突然で驚いた。宮崎教育長は先見の明があり、様々な部分で先のことまで見通して準備頂き、ありがたかった。これまでのご苦勞に謝意をお伝えする。
- ・それでは、事務局長からの報告をお願いしたい。

## ○島野事務局長

- ・私からは、「令和8年第1回（3月）鳩山町議会定例会について」報告する。
- ・【資料3】をご覧ください。令和8年第1回定例会については、日程表のとおり、2月27日から3月13日までの15日間の会期で開催された。
- ・【資料4】をご覧ください。定例会の提出案件については、当初議案22件、報告1件である。
- ・また、【資料5】のとおり、追加議案として人事案件2件が提出された。
- ・議案は、第5号町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが否決され、それ以外の議案は原案のとおり承認可決された。
- ・このうち、教育委員会に関する案件については、議案第11号「令和7年度鳩山町一般会計補正予算（第8号）」、議案第17号「令和8年度鳩山町一般会計予算」、及び追加議案である議案第26号「教育委員会教育長の任命」の3議案である。
- ・それでは、議案番号順に概要を説明する。
- ・まず、議案第11号「令和7年度鳩山町一般会計補正予算（第8号）」については、特に資料は用意していないが、通年の予算執行の結果に基づき、不用見込額の減額を主とする補正である。
- ・また、教育費に係る特徴的な補正として、学校給食費において、物価高騰等により食材費の必要見込額が当初積算額を上回ることから、学校給食食材費（町支援分）202万4千円を増額補正している。
- ・次に、議案第17号の「令和8年度鳩山町一般会計予算」について、【資料6】「令和8年度鳩山町一般（特別・企業）会計予算参考資料」を基に、予算の概要を説明する。
- ・1ページ、「令和8年度一般会計当初予算歳出款別概要」をご覧ください。
- ・表の右側、「区分10教育費」の部分であるが、令和8年度の教育費の当初予算額は7億2,088万4千円であり、前年度比較1億5,263万6千円、約28.8%の増となっている。
- ・次に、資料4ページ右側下段をご覧ください。令和8年度における款10教育費の予算事業概要である。
- ・5ページ右側、項2小学校費以降の星印「★」の新規事業及び主要事業を中心に説明する。
- ・はじめに、項2小学校費である。

- ・まず、2段目の新規事業、学校施設非構造部材等耐震点検調査業務委託料 300 万円については、今宿小学校において実施を予定している、文部科学省が示す「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」改訂版及び追補版に基づく点検調査並びに外壁などの劣化状況に関する調査（特定建築物調査）に必要な経費を予算計上したものである。
- ・次に、4段目の新規事業、教室等 LED 照明器具使用料 113 万 7 千円については、小学校 3 校の教室等における LED 照明器具の導入に係る 10 年リース事業の初年度分の見込み額を予算計上したものである。
- ・次に、5段目の新規事業、各小学校体育館気化熱冷風機購入費 420 万円については、小学校 3 校の体育館における熱中症対策として、水の気化熱を利用して体感温度を下げる気化熱冷風機 3 台を設置するため、その導入に係る見込み額を予算計上したものである。
- ・続いて、項 3 中学校費である。
- ・3段目の新規事業、教室等 LED 照明器具使用料 113 万 2 千円については、小学校費と同様、教室等における LED 照明器具の導入に係る 10 年リース事業の初年度分の見込み額を予算計上したものである。
- ・次に、4段目の新規事業、空調設備更新工事設計業務委託料 650 万円については、平成 25 年度に整備したガスヒートポンプ式空調機について、既に耐用年数が経過しており、不具合の兆候が顕著に見られる状況にあることから、当該設備の更新にあたり、既存の空調方式や能力配置の妥当性を検証した上で、新たな空調方式を含めた最適な更新仕様を検討・整理し、工事内容を具体化するために必要となる設計業務の概算費用を予算計上したものである。
- ・次に、5段目の新規事業、普通教室等空調機交換工事 140 万円については、ガスヒートポンプ式空調機が設置されていない普通教室及び特別教室に配置されている電気式空調機 18 台を対象として、いずれも耐用年数が経過している状況を踏まえ、今後、毎年度数台ずつ計画的に更新を行うため、その概算となる交換工事費を予算計上したものである。なお、令和 8 年度においては 2 台の交換を予定している。
- ・次に、6段目の新規事業、受変電設備高圧ケーブル更新工事 225 万 9 千円については、経年劣化が進行している高圧ケーブルについて、学校運営への支障を未然に防ぐため早急な更新を行う必要があることから、概算工事費を予算計上したものである。
- ・次に、7段目の新規事業、体育館用気化熱冷風機購入費 280 万円については、小学校費と同様、体育館における熱中症対策として気化熱冷風機 2 台を設置するため、その導入に係る見込み額を予算計上したものである。
- ・次に、8段目の吹奏楽部楽器購入費 281 万 7 千円については、ガバメントクラウドファンディング「こどもたちの未来応援」プロジェクトによる取組として、コンサートバスドラム、ペダルティンパニ、ユーフォニアム、チューバなどを購入するための備品購入経費を予算計上したものである。
- ・続いて、項 4 幼稚園費である。
- ・2段目の新規事業、町立幼稚園入園準備品購入費補助金 13 万 9 千円については、令和 8 年度予算編成基本方針に掲げる少子化対策、子育てしやすいまちづくりの推進に基づく事業経費であり、町立幼稚園に新たに入園又は転入する園児の保護者負担の軽減を図るとともに、幼児の健全な育成に資することを目的として、入園時に必要となる園指定品である体育着及び通園カバンの購入費に対する補助経費を予算計上したものである。
- ・次に、項 5 生涯教育費である。
- ・5段目の図書館屋根及び内外壁等劣化部改修事業 9,380 万 7 千円については、令和 7 年度に実施

した実施設計に基づき、屋根及び内外壁等について、カバー工法による屋根改修工事、ウレタン塗膜防水による屋上防水工事並びにシート建材張付及び複層塗材吹付による外壁改修工事を実施するため、これらに必要となる施工監理委託料及び改修工事費の概算額を予算計上したものである。

- ・続いて、項6生涯スポーツ費である。
- ・3段目の新規事業、町民体育館バスケットゴール保守点検業務委託料69万3千円については、老朽化が進んでいるバスケットゴールの保守点検及び修繕に係る業務委託料の概算額を予算計上したものである。
- ・次に、4段目の新規事業、町民体育館電気設備改修工事2,481万4千円については、令和7年度に実施した劣化状況調査業務において作成した修繕計画に基づき、早急な更新が必要とされた電気設備について改修を行うため、これに要する概算工事費を予算計上したものである。
- ・最後に、項7学校給食費である。
- ・学校給食食材費購入経費（食材費・町産食材活用推進費）4,496万6千円については、令和8年度予算編成方針に基づく子育て支援施策の一環として、町内小中学校及び町立幼稚園における学校給食費無償化事業に要する経費を予算計上するものである。
- ・なお、令和8年度においては、小学校児童に係る経費は給食費負担軽減交付金を、中学校生徒及び町立幼稚園園児に係る経費は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する予定である。
- ・以上が、議案第17号の「令和8年度鳩山町一般会計予算」における教育費の予算概要である。
- ・次に、議案第26号の「教育委員会教育長の任命について」である。
- ・宮崎教育長の任期が令和8年3月31日をもって満了となることに伴い、その後任として、現亀井小学校校長の千装将志氏を任命することについて同意を求める議案を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、3月定例会に提出したものである。
- ・本件については、先ほど申し上げたとおり、原案のとおり承認可決されている。
- ・続いて、【資料7】をご覧ください。
- ・一般質問については、8人の議員から通告があり、このうち教育行政に関する質問は、再質問を含め4人からあった。
- ・質問の内容としては、1ページの【質問順序】2番の日坂和久議員からの「1. 史跡南比企窯跡保存活用計画における望ましい将来像と隣接施設機能との連携充実について（石田遺跡）」、2ページの【質問順序】3番の小鷹房義議員からの「1. 山村留学について」、4ページから5ページにかけての【質問順序】6番の中山明美議員からの「3. 町立幼稚園の取り組み」、6ページから7ページにかけての【質問順序】8番の清水秀幸議員からの「1. 子どものインフルエンザ予防接種の助成を」のうち、「(1)今年度のインフルエンザの感染状況について伺う（小中学校の学級閉鎖、学校行事の予定変更など影響）」及び「(2)中学生までのインフルエンザの患者数と予防接種を受けた人数の過去3年間の推移について伺う」、3. 農業の推進とオーガニック給食の実現に向けての「(2)オーガニック給食について」、「4. 中学校体育館のエアコンの早期設置を」のうち、「(1)昨年夏の授業・部活動・体育施設開放などで中学校の体育館が使用されたと思うが、暑さに伴う利用状況について伺う」及び「(3)昨年9月議会で提案したように、文部科学省補助金としてエアコン設置費用の積極的な活用し、体育館のエアコン設置を進めることを求めるが、見解を伺う」であり、これらの一般質問に対し答弁を行っている。
- ・最後に、【資料8】をご覧ください。
- ・本資料は、3月定例会に報告した、12月定例会以降の令和7年12月から令和8年2月までの教

育委員会に対する一般教育行政定期報告書であるため、後ほどご覧いただきたい。

- ・報告は以上となる。

### <質疑応答>

(なし)

(2) その他

(なし)

---

## ◎ 日程第3 議事

### ○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、日程第3 議事に入る。

#### (1) 議案第16号 令和8年度鳩山町教育行政重点施策及び努力点について

- ・朗読：島野事務局長/説明：松ノ元局長補佐

### ○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第16号 令和8年度鳩山町教育行政重点施策及び努力点の制定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

### ○島野事務局長

- ・それでは、「議案第16号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。  
(議案第16号を朗読)
- ・議案の説明は、総務・学校教育担当主幹を兼務している松ノ元局長補佐からさせていただきます。

### ○松ノ元局長補佐

- ・次に、議案の内容だが、鳩山町教育委員会では、令和4年度(2022年度)からの5年間に取り組むべき教育施策の体系を明らかにした「第2期鳩山町 教育振興基本計画」を策定し、各施策を推進している。
- ・本計画は、「第6次 鳩山町総合計画」を踏まえ、また地域の実情として「埼玉県の第3期 教育振興基本計画」を参考として、「2つの基本方針」と「10の基本目標」、「41の施策」を設定している。
- ・因みに議案第16号参考資料は、その抜粋である。
- ・「第2期鳩山町 教育振興基本計画」を実現するためには、各年度において、効果的かつ着実に、様々な事業を展開していく必要がある。
- ・このため、計画期間中の各年度における重点的な取組を定めた「鳩山町教育行政重点施策及び努力点」を策定し、「第2期鳩山町 教育振興基本計画」の実現に取り組んでいるところである。
- ・令和8年度については、令和7年度において実施した「各施策等の取り組み状況」や「各個別計画の策定状況」等を踏まえ、内容の「一部見直し」及び「時点修正」を行っている。

- ・具体的な修正箇所は、資料の「赤字の部分」及び取消線の部分で、主なものとしては、2 ページ、「人格形成の基礎を培う幼児教育の推進」の部分、それから、7 ページ、家庭教育支援体制の充実の部分、8・9 ページ、南比企窯跡群の国指定史跡への登録推進と指定後の啓発・活用検討の部分、10 ページ、スポーツ施設の整備・維持管理の部分である。
- ・引き続き、この「重点施策及び努力点」に基づき各事業を推進して参りたいと考えている。
- ・議案第 16 号の「内容説明」については、以上である。

### <質疑応答>

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。

#### ○村岡委員

- ・各校に設置の放課後子ども教室は人気があると聞いているが、抽選で外れた児童はいるか。また放課後子ども教室の状況について機会があれば報告を受けたい。

#### ○島野事務局長

- ・定員を設けているが、運営委員会に諮り、応募者全員を受け入れているのが実状である。機会があれば報告する。

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・放課後子ども教室は指導者を見つけるのも大変と思う。
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

### (2) 議案第 17 号 鳩山町子ども読書活動推進計画の策定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：金巻主幹

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 17 号 鳩山町子ども読書活動推進計画の制定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

#### ○島野事務局長

- ・それでは、「議案第 17 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。  
(議案第 17 号を朗読)
- ・議案の説明は、町立図書館長兼管理・奉仕担当の金巻主幹からさせていただく。

#### ○金巻主幹

- ・それでは、鳩山町子ども読書活動推進計画の策定及び背景についてから説明申し上げる。
- ・資料の「鳩山町子ども読書活動推進計画(案)」の 1 ページ目をご覧ください。
- ・読書はもともと豊かな心を育み、人間性を高め、質の高い知識を得るためにとっても大事なものであり、また自ら学ぶ楽しさや知識を得る喜びを通して、充実した人生を生きる力を育むことができるものとなっている。
- ・これらの背景を踏まえて、国は令和 5 年 3 月に第五次計画が策定しており、埼玉県でも平成 16

年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定され、令和6年7月に第五次計画が策定された。

- ・本町においては、令和4年度に策定した「第2期教育振興基本計画」において「子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く、生きる力を身に付けていく上で欠かすことができない」と読書の重要性について記している。
- ・このことから子どもたち一人一人の発達段階にあった様々な読書活動ができるように、「鳩山町子ども読書活動推進計画」の策定に令和6年度から取り組んできた。令和6年度は主に調査事業を実施し、令和7年度は計画の策定について全3回の鳩山町図書館協議会でご協議いただき、また令和7年12月から令和8年1月にかけてパブリックコメントを実施した。それらの協議内容をもとに作成したものが本計画案となる。
- ・続いて3ページ目をご覧ください。
- ・本計画の策定にあたって、子どもたちや保護者の方の読書状況等の実態を把握するため、3ページのとおりアンケート調査を令和6年9月から令和7年1月にかけて実施し、また、12ページのとおり幼稚園、保育園、学校、子育て関連団体など10の団体、町内小・中学校の図書委員会の児童・生徒に対してヒアリング調査を令和6年12月から令和7年1月にかけて実施した。
- ・このアンケート及びヒアリング調査結果の詳細なものについては報告書として図書館ホームページで閲覧できるようになっているので、ここでは現状と課題について簡単に説明させていただきたい。
- ・まず4ページ目をご覧ください。①本好きの傾向としては小中学生を通じて「好き」「どちらかといえば好き」と答えた生徒児童は全体の7割程度となっているものの、本を読むことが「好き」と回答している子どもの割合は学年が上がるにつれ減少している。
- ・また、②読書量及び読書の種類等については、本の厚さに差があることから一概には言えないが、本を読む量は学年が上がるにつれ減少していく傾向が読み取れる。
- ・続いて6ページをご覧ください。③読書環境については、小学生、中学生とも本を読むときに多い場所として「自分の家」や「学校」が重要であることがわかる。7ページをご覧ください。町の図書館の利用していない児童は33%となり、中学生は43%となっている。図書館に歩いていけない小・中学生に図書館資料を活用してもらうための工夫が必要になっている。
- ・9ページをご覧ください。子どもへの読み聞かせに興味がある保護者は全体の83%となり、関心が高いことが伺える。
- ・団体のヒアリングにおいても、13ページにあるように何よりも「子どもの親世代に、子どもの読書の大切さを知ってもらうことから始めることが重要」ということがあげられている。
- ・子どもたちのヒアリングの中で見えてきたことは14ページにあるように本が読みたいと思ったときに、すぐ本を手にとれる環境が重要であることが分かる。
- ・これらの現状を踏まえ、15ページの第3章からにあるとおり鳩山町子ども読書活動推進計画では、「すべての子どもたちに本との出会いと喜びを」という基本理念に基づき、子どもの読書活動の推進に努めていきたいと考えている。
- ・この基本理念の実現に向け、「子どもの読書環境の整備・充実」16ページの「学校・図書館・地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備」「子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発」という3つの基本方針に基づき、施策に取り組んでいくものとする。
- ・続いて17ページをご覧ください。計画の体系について説明申し上げる。
- ・「基本方針1子どもの読書環境の整備・充実」に対する取り組みとしては「1家庭における読書活動の推進」「2幼稚園・保育園等における読書機会の提供・充実」「3小・中学校における読書

機会の提供・充実」「4 図書館における読書機会の提供・充実」の4つをあげている。

- ・なお、「1 家庭における読書活動の推進」の具体的な取り組みについては「すこやかブック事業の実施」「おはなし会の開催」「家族での読書「うちどく」の推奨」の3つの事業をあげている。
- ・「2 幼稚園・保育園等における読書機会の提供・充実」の具体的な取り組みについては「乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の実施」「園児に対する絵本の貸出の実施」「町立図書館から幼稚園、保育園への団体貸出の実施」「町立図書館における、幼稚園・保育園児の訪問事業受け入れ」の4つの事業をあげている。
- ・「3 小・中学校における読書機会の提供・充実」の具体的な取り組みについては「朝読書活動の実施」「読み聞かせ、ブックトークの実施」「児童及び生徒主体による読書推進事業の実施」「読書貯金、読書マラソンの実施」「学校図書室における読書環境の充実」「電子書籍を利用した読書環境の充実」の6つの事業をあげている。
- ・「4 図書館における読書機会の提供・充実」の具体的な取り組みについては「子どもの読書動機付け事業（おはなし会等各種子ども向け事業）の開催」「子どもの本の選定・収集・提供の充実」「**「みんなの本のコーナー（児童書・絵本）」の充実**」の3つの事業をあげている。
- ・「基本方針2 学校・図書館・地域等の連携による子どもの読書推進体制の整備」に対する取り組みとしては「1 学校と図書館の連携」「2 地域における関係機関の連携」の2つをあげている。
- ・なお、「1 学校と図書館の連携」の具体的な取り組みについては「学校図書館と町立図書館連携会議の開催」「図書館団体貸出を活用した学習支援の実施」「図書館訪問や社会体験事業の受け入れの実施」「学級文庫の取り組みに向けた検討」の4つの事業をあげている。
- ・「2 地域における関係機関の連携」の具体的な取り組みについては「ボランティア団体との連携」「関係機関と連携した子どもの読書活動に関する事業の実施」「図書館団体貸出を活用した読書支援」の3つの事業をあげている。
- ・「基本方針3 子どもの読書活動への理解や関心の普及・啓発」に対する取り組みとしては「1 読書活動の啓発・広報」「2 優良な図書の普及」の2つをあげている。
- ・なお、「1 読書活動の啓発・広報」の具体的な取り組みについては「子どもの読書活動に関する広報の充実」の事業をあげている。
- ・「2 優良な図書の普及」の具体的な取り組みについては「年齢に応じたブックリストの作成・配布・活用」「優良図書の普及」の2つの事業をあげている。
- ・事業内容の具体的な内容につきましては18 ページからをご覧ください。
- ・27 ページをご覧ください。第5章評価指標及び数値目標としては3つの項目をあげた。
- ・まず「本を読むのが好きだという子どもの割合」を5年間で9割を目指すというもの、次に「1か月の間に本を全く読まない子どもの割合」を5年間で1割までに減らすということ、最後に「図書館を利用している子どもの割合」を5年間で小学生7割、中学生5割までにするということである。
- ・以上の内容で計画として策定してよいかお諮りするものである。
- ・議案第17号の「内容説明」については、以上である。

## <質疑応答>

### ○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・団体貸出の昨年度の実績はどうだったか。

### ○金巻主幹

- ・幼稚園に対しては学期ごとに各 50 冊以上貸し出した。また、学級文庫を今宿小学校をモデルに 280 冊貸し出した。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・実際に本を読む時間を授業中にとれなくなっている状況を思うと、読書習慣付けは難しい。読書教材後、同じ著者の本を借りて読みましょうという指導はこれまでもやってきたが、図書館側から薦めるのは難しいと思っていた。
- ・今宿小学校をモデルとした学級文庫とのことだが、今後他校で実施する予定はあるか。

### ○金巻主幹

- ・令和 8 年度の学級文庫は、希望に応じて 2・3 学期に実施したい。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・今後も学級文庫に取り組んでもらえると良い。読み聞かせなどの工夫はしていると思う。授業の中で本を読む場面がないため、授業外で読書する活動に繋げていけると良いと思う。

### ○関根委員

- ・先週、図書館で読み聞かせの講習があったか。

### ○金巻主幹

- ・読み聞かせ活動でシラコバト賞を受賞したボランティアが、自主的に行ったものである。

### ○関根委員

- ・参加者からとても良い企画だったと聞いた。このような機会を今後も提供すると良い。
- ・本に触れる機会を確保するのが大事であり、上手な人の読み聞かせを聞くと引き込まれるため、読み聞かせを学校の中で活用すると良いのでは。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・図書館で実施の司書の体験活動に生徒が参加しているが、継続していくのか。

### ○金巻主幹

- ・継続する。

### ○小峰教育長職務代理人

- ・司書の体験活動は本へ興味を持つのに役立つと思う。
- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。

## (3) 議案第 18 号 鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

- ・朗読：島野事務局長/説明：宮崎教育長

### ○小峰教育長職務代理者

- ・「議案第 18 号 鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

### ○島野事務局長

- ・それでは、「議案第 18 号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。  
(議案第 18 号を朗読)
- ・議案の説明は、宮崎教育長からさせていただく。

### ○宮崎教育長

- ・議案第 18 号 鳩山町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、私の方から説明する。
- ・まず、1 の計画の趣旨・現状をご覧願いたい。本議案は公立の義務教育諸学校等における働き方改革を一層推進するためのものである。2025 年 6 月に「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、2026 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、教職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を講ずるために「鳩山町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するものである。
- ・本町の令和 6 年度の教育職員の時間外在校等時間の状況を踏まえ、令和 8 年から令和 11 年度までの 4 年間を目途に本計画を進めいく。
- ・また、3 にあるように、(1) 時間外在校時間に関する目標と (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を数値を示し、業務量管理・健康確保措置の内容を具体的に定めている。
- ・ただし、「(2) ③教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。」については数値化できなかったのが今後検討したい。
- ・4 の内容については、時間をとるので参照願いたい。
- ・なお、5 にあるように、取組の着実な実行を図るため、教育委員会としても様々な機会を捉え、各校へのフォローアップを実施して行く予定である。
- ・内容及び文言等で不適切な点があれば指摘いただきたい。
- ・お認め頂いた場合は、4 月 1 日実施の運びとなる。

### <質疑応答>

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・質疑のある委員はいるか。
- ・「教職員が生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。」の数値化は難しいと思う。

#### ○宮崎教育長

- ・難しいが、働き方改革の柱がこれである。なお、いきいきと取り組む教職員の育成により、より良い教育を実践すること、子どものための改革であることを忘れないようにしたいと考えている。

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・確かに、教壇に立つ先生が健康ではつらつとしていないと、生徒も健全な学習生活ができないと思う。ひと通り目を通したが、不適切な表現は見当たらないと思う。

### ○村岡委員

- ・「校務支援システムの機能等を活用することにより、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する」とあるが、教員一人に一台のパソコンが配布されているのか。

### ○宮崎教育長

- ・そのとおりである。

### ○小峰教育長職務代理者

- ・そのパソコンの管理は校内であって、校外への持ち出しは禁止か。

### ○宮崎教育長

- ・そのとおりである。

### ○小峰教育長職務代理者

- ・昔は、テストを持ち帰って採点していたが、今は持出禁止が徹底され、USBの紛失のニュースを聞かなくなった。働く側の立場とすると、持ち帰れないと学校でしか採点できないし、生徒を帰らせてからしか採点できず、逆にストレスを感じるかもしれないが、時代の流れで、そうも言っていない。

### ○村岡委員

- ・先生のパソコン操作能力について伺いたい。若い先生は情報教育を受けてきたが、そうでない50代の先生などで操作に支障がある方はいないか。

### ○宮崎教育長

- ・当初はジェネレーションギャップや個人差があったが、組織的な対応により、今では全教員が活用している。職員会議は原則ペーパーレスで、パソコンを立ち上げて行っている。なお、困ったときは定期的に訪問するICT支援員に相談している。

### ○関根委員

- ・働き方改革としての時間外勤務抑制の大事さは理解している。その上で、1か月の時間外在校時間を30時間以内とするのは現実からは難しい気がする。例えば、児童の登校時刻は勤務時間外のため、善意での勤務になっているが、これが毎日30分としても月に10時間になる。生徒がいる時間帯は無駄口をたたくこともなく神経をとがらせており、同僚と話をして新たな情報を得るなどの緩い勤務の時間が必要と思うが、このような良い文化が無くなってしまわないかと懸念する。

### ○宮崎教育長

- ・早めに帰る先生とそうでない先生がおり、令和6年度の時間外在校時間31時間38分は、その平均である。30時間で線引きすると無理が生じるケースもあるが、指標を示す必要があり、出

退勤時刻を入力する勤怠管理をしているので、このような形にした。既に30時間をクリアしている学校もある。勿論生徒指導の大きな課題や、新たな取り組みに時間を要する場合もあるので、画一的に適用しないよう指導していきたい。

- ・緩さ、ゆとりの文化についてはおっしゃるとおりと思う。働き方改革が、仲間との連携を妨げるものであってはならず、教育委員会として校長を指導したい。

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・1カ月の時間外在校時間が80時間を超えた職員は医師による面接指導を45時間を超え疲労の蓄積が認められる職員へは管理職による面接指導を推奨とあるが、時間は別として、校長が目をかけ、把握して声がけすることは大事と思う。

#### ○村岡委員

- ・登校時間は先生の勤務時間外で、登校は保護者の責任ということを知りなかつた。知ってから、なぜ勤務時間内に登校させないのかと不思議に思っている。

#### ○宮崎教育長

- ・学習指導要領に定める内容に必要な時間から逆算して、授業の開始時間が定まっているため、勤務時間とのずれが生じてしまっているが、本町は遠方からの通学生がいないため、ずれは少ない方である。

#### ○村岡委員

- ・登校時間が先生の勤務時間外であることを保護者に分かってもらっても良いのではと思う。先生より早く登校した児童同士でもめた際、なぜ先生は見てくれなかつたなどの誤解によるトラブルを生む要因ではないかと思う。

#### ○宮崎教育長

- ・先生に8時15分までに学校へ到着するよう指示し、8時15分に生徒を迎え、8時20分から授業を開始している学校もある。働き方改革の観点から検討していきたい。
- ・「1カ月の時間外在校時間が80時間を超えた職員は医師による面接指導を実施する」としているが、予算を確保しているわけではないので悩んでいる。

#### ○島野事務局長

- ・現行の産業医の制度のなかで教職員も実施するのは難しいと思うので「推奨」に修正したい。
- ・また、ページを加え、それに伴い、目次も修正したい。

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案にただいまの修正を加え、議決とする。

#### (4) 報告第3号 専決処理の報告（令和8年度教育委員会所管当初人事異動の内申）について

- ・朗読/説明：島野事務局長

## ○小峰教育長職務代理者

- ・「報告第 3 号 専決処理の報告（令和 8 年度教育委員会所管当初人事異動の内申）について」を議題とする。
- ・事務局より、報告の朗読と説明をお願いしたい。

## ○島野事務局長

- ・それでは、報告第 3 号の朗読並びに内容を説明する。  
(報告第 3 号を朗読)
- ・次に、内容説明だが、3 ページ目の「人事異動の内示」をご覧ください。
- ・転入者は、6 人である。うち、5 人が、「新採用」となっている。
- ・先ず、「新採用の転入者」であるが、1 人目が「局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事」の柳澤 大樹である。現、亀井小学校の教員である。
- ・次に、2 人目が、「総務・学校教育担当」柳田 優である。
- ・次に、3 人目が、「町立鳩山幼稚園教務・指導担当」今野 成美である。
- ・次に、4 人目が、「生涯学習・スポーツ担当」佐々木 楓である。
- ・次に、5 人目が、同じく「生涯学習・スポーツ担当」八巻 丈である。
- ・以上、5 人が、「新採用の転入者」となる。
- ・6 人目の、「転入者」は、「町立図書館 管理・奉仕担当主査」の横川 勇である。総務課からの転入となる。
- ・続いて、「局内の異動者」であるが、「町立鳩山幼稚園 教務・指導担当」平山 美由紀が「町立図書館 管理・奉仕担当」からの異動になる。
- ・「文化財保護・町史担当」井上 知明が「総務・学校教育担当」からの異動になる。
- ・続いて、「町長部局への転出者」だが、「局長補佐兼中央公民館長兼生涯学習・スポーツ担当主幹」高橋 基が、地域創世環境課へ、「文化財保護・町史担当主幹」関口 健二が「長寿福祉課」へそれぞれ、転出となっている。
- ・続いて、「昇格・昇任者」だが、「町立鳩山幼稚園 指導担当主幹」の坂元 正太が「局長補佐兼幼稚園長」に、「生涯学習・スポーツ担当副主幹」の黒田 雅貴が「主幹」に、「文化財保護・町史担当副主幹」の飯塚 光生が「主幹」に、「町立図書館長兼管理・奉仕担当主幹」の金巻 恵美が「局長補佐」にそれぞれ昇格している。
- ・また、「生涯学習・スポーツ担当主任」の平出拓也が「副主幹」に昇任している。
- ・最後に、「退職者等」だが、「局長補佐兼総務・学校教育担当主幹兼指導主事」の柳澤 拓也が令和 8 年 3 月 31 日付、県へ帰任、「生涯学習・スポーツ担当主任」の宇津木正浩が、令和 8 年 3 月 31 日付の退職となっている。
- ・人事異動内示の「内容説明」は、以上である。

## <質疑応答>

## ○小峰職務代理

- ・それでは、報告事項のため承認し、日程第 4 その他に移る。

---

## ◎ 日程第 4 その他

## (1) 協議事項

### ①第2期鳩山町教育振興基本計画の今後の対応について

#### ○小峰職務代理者

- ・それでは、日程第4 その他の(1)協議事項 ①第2期鳩山町教育振興基本計画の今後の対応について、事務局から説明されたい。

#### ○松ノ元局長補佐

- ・協議事項1の資料をご覧いただきたい。
- ・1の目的のとおり、令和8年度(来年度)で計画期間が満了する『第2期鳩山町教育振興基本計画』についての今後の対応を協議するものである。
- ・教育振興基本計画とは2に記載のとおり、平成18年の教育基本法改正で、国の『教育振興基本計画』を参考に、「地域の実情に応じた地方公共団体の教育振興施策に関する基本計画」を定めるよう努めなければならなくなった(努力義務が生じた)ため、定めるものである。
- ・3. 国・埼玉県・町の計画の策定年度についてだが、現教育振興基本計画は、国が第4期(令和5年度～令和9年度の5年間が対象)で、県は第4期(令和6年度～令和10年度の5年間が対象)で、町が第2期(令和4年度から8年度)である。
- ・次に計画期間だが、国は、これまで、いずれも5か年計画で、第1期が平成20年度から、第2期が平成25年度から、第3期が平成30年度から、第4期が平成5年度からで策定し、平成10年度からの第5期計画を策定見込である。
- ・県も、これまでいずれも5か年計画で、第1期が、国計画の翌年度である平成21年度から、第2期が平成26年度から、第3期が平成31年度から、第4期が平成6年度からで策定し、平成11年度からの第5期を策定見込である。
- ・町は、国計画の4年後の平成24年度を計画初年度とする第1期計画を策定しており、期間の調整のためか、国や県と異なる10年間計画となっている。
- ・次に、P2 4. 国・埼玉県・町の計画の策定年度と内容についてだが、第1期計画については、国の計画を県が斟酌(参考)にし、町が地域の実情として県計画を採用したため、県計画と町計画は同じである。なお、埼玉県計画と、町計画の目標が同じなのは、町が埼玉県より主要な教職員の派遣を受けていることも関連があると思われる。
- ・県は第1期計画については国の計画を斟酌して策定したものの、第2期以降の国の計画の目標のスケールが大きいためか、第2期県計画は第1期県計画を踏襲して作り、その後の県計画の目標に大きな変化はなく、さらに、第3期と第4期計画の基本目標は全く変わっていない。
- ・町の計画は、第2期の県の計画を斟酌して策定しているが、その後県計画はほとんど変わらず、県計画の目標が第3期と第4期とで変わっていないため、結果的に(県の第4期計画期間が満了する)令和10年度まで、町計画の目標が、県の基本目標に沿っている状況である。
- ・なお、P8に県計画の詳細を掲載しているが、主な取り組み内容を微修正している状況である。
- ・微修正については、本町では毎年、鳩山町教育行政重点施策及び努力点を改定して対応している状況である。
- ・P6に戻っていただきたいが、5今後の対応の選択肢だが、「選択肢1は令和8年度中に、第3期計画(令和9年度～令和13年度の5年間計画)を策定する。選択肢2は令和8年度に、一旦、令和9～11年度の3年間を対象とする第3期町計画を作る。そして、令和11年度に、令和12年

度～令和 16 年度を対象とする第 4 期計画を（県の第 5 期計画を斟酌して）作る。選択肢 3 は第 2 期計画期間を県の第 5 期計画が公表される 2029（R11）まで 3 年間延長し、2029（R11）年度に第 3 期町計画（2030～2035）を策定する。」である。

- ・選択肢 1 は、町計画は既に県計画と一致しているので、何を斟酌して、どこを変えるかという課題がある。また、県が平成 11 年度に公表する県第 5 期計画で基本目標が変わると、令和 11 年度～13 年度の町計画の基本目標と、県計画の基本目標が不一致になってしまう懸念もある。
- ・選択肢 2 は、県の基本目標が変わっていないなかでの第 3 期計画策定は、何を斟酌して、どこを変えるかという課題がある。また、令和 8 年度に策定し、更に令和 11 年度に策定する必要があり、忙しく、教育振興基本計画検討委員報償もかかるというデメリットがあるが、以降、毎回県計画から 1 年遅れで、県計画に沿って策定できるメリットがある。
- ・選択肢 3 は、「現計画の基本目標は県計画と一致しており、県計画改定に沿って改定する」という理由付で、次期県計画が発表されるまで期間を延長するもので、以降、毎回県計画から 1 年遅れで、県計画に沿って策定できるメリットがある。また令和 8 年度に教育振興基本計画検討委員報償がかからないメリットもある。
- ・なお、計画延長については、過去に町総合計画での事例がある。
- ・第 2 期鳩山町教育振興計画期間の延長は、計画を決定した本教育委員会の審議・決定で可能である。
- ・選択肢 3 を採用した場合は、改定箇所は P13・14 のとおりとなる。

#### <質疑応答>

##### ○小峰教育長職務代理者

- ・選択肢 1 は、令和 11 年度以降県計画と町の計画が不一致となり問題外のため、実質的に選択肢 2 か 3 で選ぶことになろうかと思う。
- ・選択肢 2 だと、一旦作るが、間もなく次の計画を作ることになり、作ってばかりということになる。
- ・選択肢 3 は、新たな県計画が公表されるまで現計画の期間を延長し、県計画を参考にしながら新たなものを作る。内容の一部修正については、毎年の教育行政重点施策及び努力点の修正により可能である。教育振興基本計画を決定したこの教育委員会で、延長の決定もできるということだったが、質疑のある委員はいるか。

##### ○島野事務局長

- ・事務局としては三つの案を比較検討し、国及び県との整合性や事業の継続性から合理的なのは選択肢 3 と整理している。

##### ○小峰教育長職務代理者

- ・事務局から説明があったが、選択肢 3 の採用でよろしいか。（委員全員了承）

##### ○島野事務局長

- ・ただいまの協議事項の「① 第 2 期鳩山町教育振興基本計画の今後の対応について」は、選択肢 3 を採用することで協議を調べていただいたが、議決を要する事項として取り扱う必要があると考えるので、本件を本日の会議における追加議案として上程し、審議・議決をお願いしたい。

### ○小峰教育長職務代理者

- ・本件を日程に追加することについて、委員の皆様いかがか。(異議なし)
- ・「異議なし」と認める。
- ・よって、日程第4 その他の協議終了後、日程第5として追加議案を審議する。

### ②鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・次に②鳩山町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について事務局から説明されたい。

#### ○宮崎教育長

- ・町立学校で勤務する県費負担教職員の勤務時間や休暇等については、県の『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例』、及び、『鳩山町立小・中学校職員服務規程』の両方で規定する必要がある。
- ・埼玉県より、令和8年4月1日から県費負担教職員に対し、子育て部分休暇を追加するための、『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例』案が、令和8年3月27日の県議会で可決見込みとの連絡があったので、町の服務規程も4月1日までに改正する必要がある。
- ・県費負担教職員の服務について基本的事項を定めることは(『鳩山町教育委員会教育長に対する事務委任規則』第2条に基づき、)教育委員会の権限になっているが、3月30日又は31日に再度教育委員会を開催するのは厳しいことから、本日事前にお諮りし、実質的な審議を行いたい。
- ・そして、『鳩山町教育委員会教育長に対する事務委任規則』第3条「教育長が委任を受けた事務以外のもので緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、委員会を招集する時間的余裕がないときは、教育長は当該事務について臨時に代理し、又は専決処理することができる。」に基づき、町服務規程の改正について私が専決処理し、同規則第4条「教育長は、前項の規定により臨時に代理し、又は専決処理したときは、最近の委員会の会議にその理由並びに事務の処理、管理及び執行の状況を報告しなければならない。」に基づき、次回の教育委員会で報告したい。

### <質疑応答>

(なし)

#### ○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、『鳩山町立小・中学校職員服務規程』に「子育て部分休暇を追加」する一部改正の方向性について了承し、次回、教育長専決処分についてご報告いただく。

---

### (2) 教育委員報告事項

(なし)

---

(3) その他

(なし)

---

(4) 次回教育委員会の開催日程について

**○小峰職務代理者**

- ・それでは、続いて、「(4) 次回教育委員会の開催日程について」であるが、次回会議の日程について事務局の説明を求める。

**○松ノ元局長補佐**

- ・4月の教育委員会を次の4候補の中から開催したい。  
令和8年4月22日(水)又は24日(金)13時30分～役場3階304会議室  
4月27日(月)又は28日(火)13時30分～役場3階301会議室
- ・委員間協議をお願いしたい。

**<会議結果>**

- ・4月24日(金)又は28日(火)のうち新教育長の都合の良い日で開催する。

**○小峰職務代理者**

- ・それでは、日程第5 議事(追加)に入る。

※追加資料配布

---

**◎ 日程第5 議事(追加)**

**(1) 議案第19号 第2期鳩山町教育振興基本計画の期間延長に伴う一部改訂について**

- ・朗読：島野事務局長/説明：松ノ元局長補佐

**○小峰教育長職務代理者**

- ・「議案第19号 第2期鳩山町教育振興基本計画の期間延長に伴う一部改訂について」を議題とする。
- ・事務局より、議案の朗読と説明をお願いしたい。

**○島野事務局長**

- ・それでは、「議案第19号」の提案理由の朗読並びに議案の内容説明をする。

(議案第 19 号を朗読)

- ・議案の説明は、総務・学校教育担当主幹を兼務している松ノ元局長補佐からさせていただきます。

### ○松ノ元局長補佐

- ・教育基本法により、国の教育振興基本計画を参考に、地域の実情に応じた地方公共団体の教育振興施策に関する計画策定の努力義務がある。
- ・この努力義務に基づき定めた「第 2 期鳩山町教育振興基本計画」の計画期間が令和 8 年度で満了する。
- ・これまで埼玉県教育振興基本計画を地域の実情として参考にしているため、鳩山町の現計画の基本目標は県の計画と一致している。
- ・県の現計画の期間は令和 10 年度までで、次期計画が公表されるのは令和 11 年度である。
- ・そこで、次期県計画に沿って改定できるよう、県の次期計画が公表される令和 11 年度まで計画期間を延長し、1 年間で第 3 期計画を策定したい。
- ・つまり、第 2 期鳩山町教育振興基本計画の期間を令和 8 年度までから令和 11 年度までに 3 年間延長したい。
- ・延長に伴う第 2 期計画の改定箇所は資料の 2 枚目のとおりである。

### <質疑応答>

(なし)

### ○小峰教育長職務代理者

- ・それでは、本議案は、原案どおりで議決とする。
- ・全ての議題が終了したので進行を事務局にお返しする。

---

### ◎閉会の宣言 (午後 4 時 2 分)

### ○宮崎教育長

- ・以上をもって、令和 7 年度第 8 回鳩山町教育委員会を閉会する。